

令和7年度山形県県産木材サプライチェーン構築支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、県産木材の利用拡大に向け、地域の素材生産業者・製材工場・工務店等が連携する県産木材サプライチェーンの構築を図るため、県行政と連携して、山形県木材産業協同組合（以下「木産協」という。）が行う、県産木材サプライチェーン構築支援事業に要する経費に対して、「山形県補助金等の適正化に関する規則」（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で木産協に対し補助金を交付する。

(補助対象事業及び補助金の額)

第2条 補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第3条 規則第5条に規定する補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書（別記様式第2号）

(交付の条件)

第4条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、別表の補助対象経費の欄に掲げる各経費の増又は3割を超える減以外の変更とする。

- 2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。
- 3 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（別記様式第4号）を提出しなければならない。
- 4 規則第7条第2項の規定により、木産協は令和7年度山形県県産木材サプライチェーン構築支援事業実施要領（以下、「実施要領」という。）で別に定める対象事業体に補助金を交付するときは、規則及びこの要綱に定める条件、その他知事が補助金の交付の決定に際して付した条件と同様の条件を付さなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第5条 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、その理由を記載した事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第6条 規則第12条の規定による補助事業等状況報告書は、令和7年11月末日現在の状況を記載した事業実施状況調書（別記様式第6号）を添付して、翌月11日までに提出するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第14条に規定する補助事業実績報告書(規則別記様式第2号)の提出期限は、補助事業完了後20日を経過する日又は令和8年4月3日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業成績書(別記様式第1号)
- (2) 収支精算書(別記様式第2号)

(補助金の支払)

第8条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付の決定の後に概算払をすることがある。

- 2 木産協は、概算払を受けようとするときは、概算払請求書(別記様式第7号)に資金計画書を添付して、知事に提出しなければならない。
- 3 前項による請求はPDF形式等での電子メールへの添付等による提出も可能とする。

(書類の提出)

第9条 この補助金に関して知事に提出する書類は、正本1部とする。

(関係書類の保管)

第10条 木産協は、規則第21条の規定による帳簿及び証拠書類を令和8年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年5月19日から施行する。

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助金額
県産木材サプライチェーン構築支援事業	<p>1 木産協が対象事業体に対して補助する次の経費</p> <p>(1) 選別・運搬経費 建築用材向け原木を山土場から製材工場へ選別・仕分け・運搬するための経費のうち、令和7年4月1日以降に係る経費。 補助単価は原木1 m³あたり1,000円以内とする。</p> <p>(2) 製品加工・乾燥経費 工務店等に納入するために原木を製材・加工するための経費のうち、令和7年4月1日以降に係る経費。 補助単価は原木1 m³あたり5,000円以内とする。</p> <p>2 木産協における現地指導等に要する経費 サプライチェーンを構築するために必要な現地指導、現場調査及びその他事業実施上必要な事務経費。 (人件費、旅費、需用費、役務費、使用料及び貸借料)</p>	<p>1 補助対象経費の10分の10に相当する額</p> <p>2 補助対象経費の10分の10に相当する額又は500千円とのいずれか低い額</p>